

回覧

令和 8 年 5 月 1 日

該当行政区にお住まいの皆様

大分県知事 佐藤 樹一郎（別府土木事務所）

杵築市長 永松 悟 （危機管理課扱い）

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果について

平素より大分県の土木行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
県では平成 15 年度から、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づき、土砂災害の恐れのある区域について基礎調査を行い「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行うとともに、市と協働してハードとソフトによる総合的な土砂災害対策を推進し、安全安心な地域づくりに努めているところです。

貴行政区における調査の結果、別紙資料に示す区域が土砂災害の恐れがある箇所として確認されましたのでお知らせします。日頃より避難路、避難場所を確認するとともに、雨天時には最新の気象情報や斜面のひび割れや山鳴りなど土砂災害の前兆現象に留意し早めの避難を心がけてください。

調査結果の詳細につきましては、添付のパンフレット等をご参照いただくか、下記担当者までお問い合わせください。

今後とも土砂災害防止法に基づく現地調査及び区域指定に対する皆様のご理解、ご協力をお願いします。

〔調査結果に関するお問い合わせ〕

担 当 課 別府土木事務所 河港砂防課 砂防班 小川・岡崎
TEL 0977-67-0215

〔避難所・避難場所に関するお問い合わせ〕

担 当 課 杵築市役所危機管理課 土田・林田
TEL 0978-62-1802

土砂災害から生命を守るために、



基礎調査を実施しています。



詳しくは Web で
<http://www.priefolia.jp/Site/submit/submit.html>
 大分県基礎調査

調査へのご理解とご協力をお願いします。

二砂災害（くがけ崩れ、土石流、地滑り）から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域について明らかにし、警報避難体制の整備、一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進することを目的に制定されました。

基礎調査
実施場所の周知

基礎調査の
実施

基礎調査結果の
公表

土砂災害警戒区域の指定
土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域等に指定されると

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に
危害が生じるおそれがある区域



土砂災害から生命を守る
の伝達や避難が早くできる
体制の整備が図られます

井のたぐひは、
しるべとしむる可なり。井にあつたは、
井のたぐひは、しるべとしむる可なり。井にあつたは、

土砂災害が発生した場合には、建築物に損傷が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域



住宅用地分譲や要配慮者利用施設の利用のためは、基準に従ったものに限り許可されます。

る建設費は作用すると想
う。又、この建設費の用途
等については建設省の用途
調査報告書に於いて、詳細
な説明がなされてゐる。こ
れを以て、建設費の用途に
ついては、建設省の用途調
査報告書を参照されたい。

以上述べた通りであるが、
建設費の用途調査報告書の
中に、建設費の用途調査の
方法として、建設費の用途
調査の方法として、建設費
の用途調査の方法として、

土砂災害から身を守るために

「日頃の備え」と「早めの避難」を

十妙寶舌は突然起ることも多く、門の前に危境が迫るまで
「おつた」で済む。既に台詞や指示の順序に誤差が多いの
で、口頭で消え去る危険性に気がつきましょう。

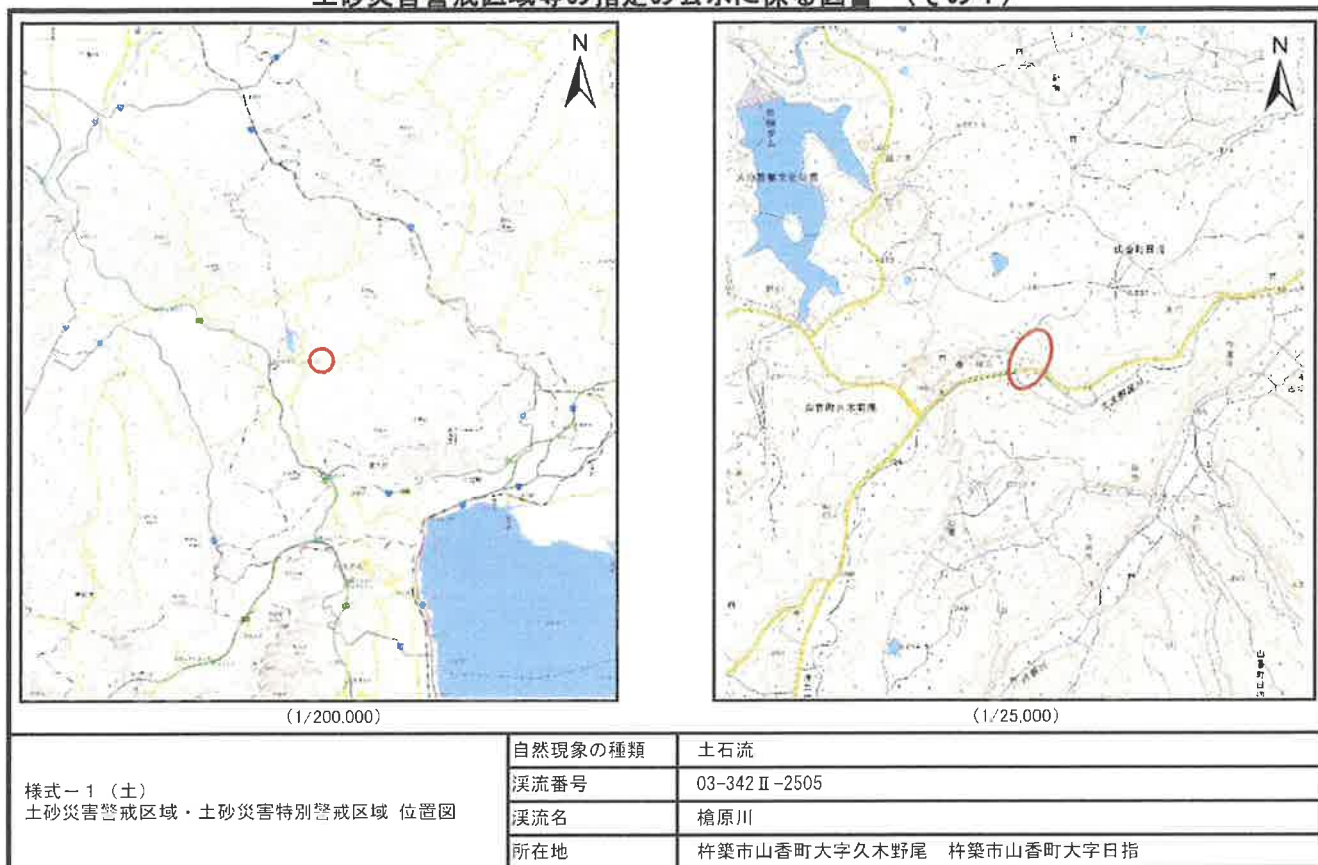


お問い合わせ・ご相談は
不分明土木建築設計事務所
097-506-4634
または、最寄りの土木事務所
（支店）へ

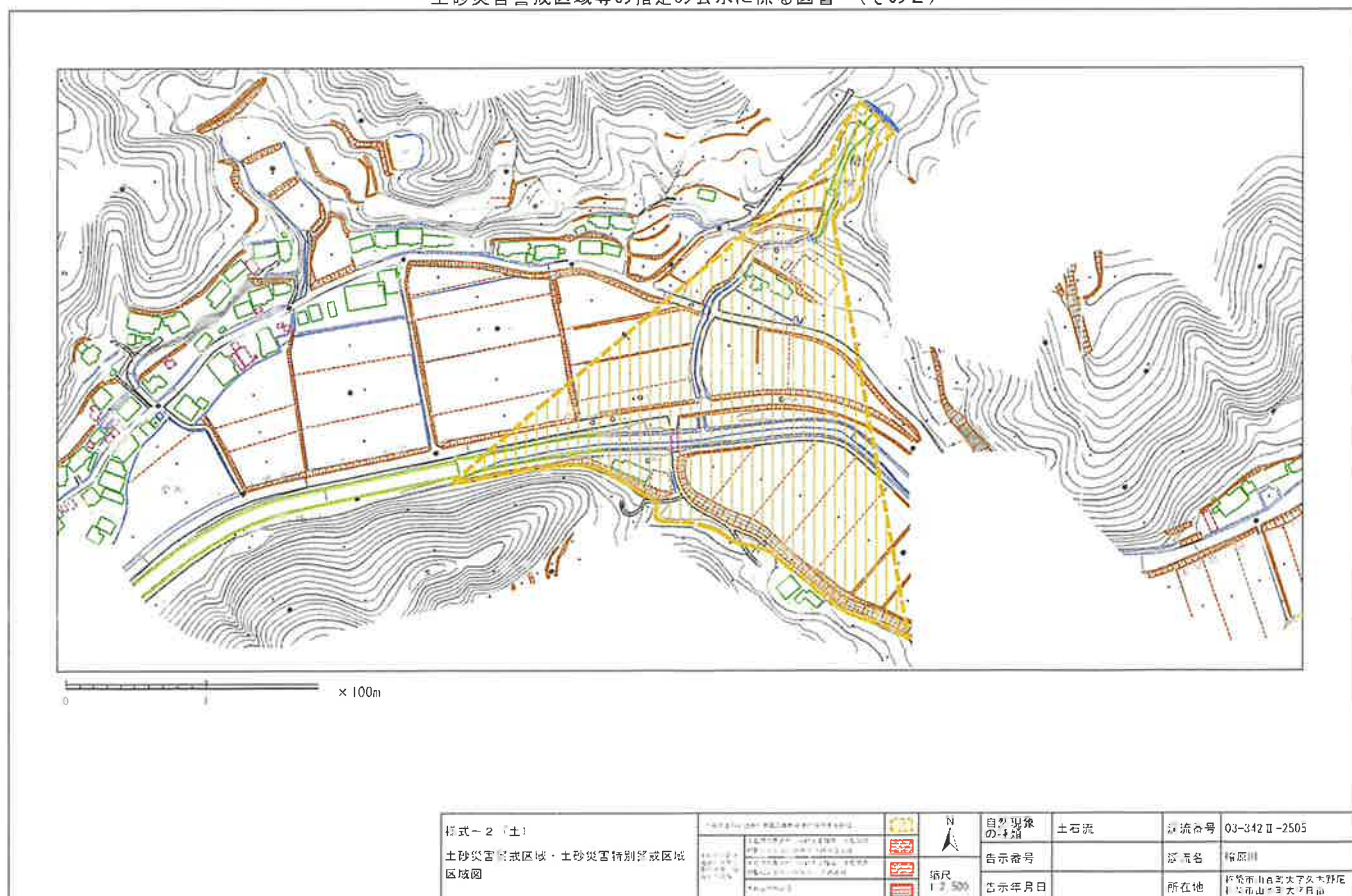
<http://www.orel.ota.p/sic/sabo/>



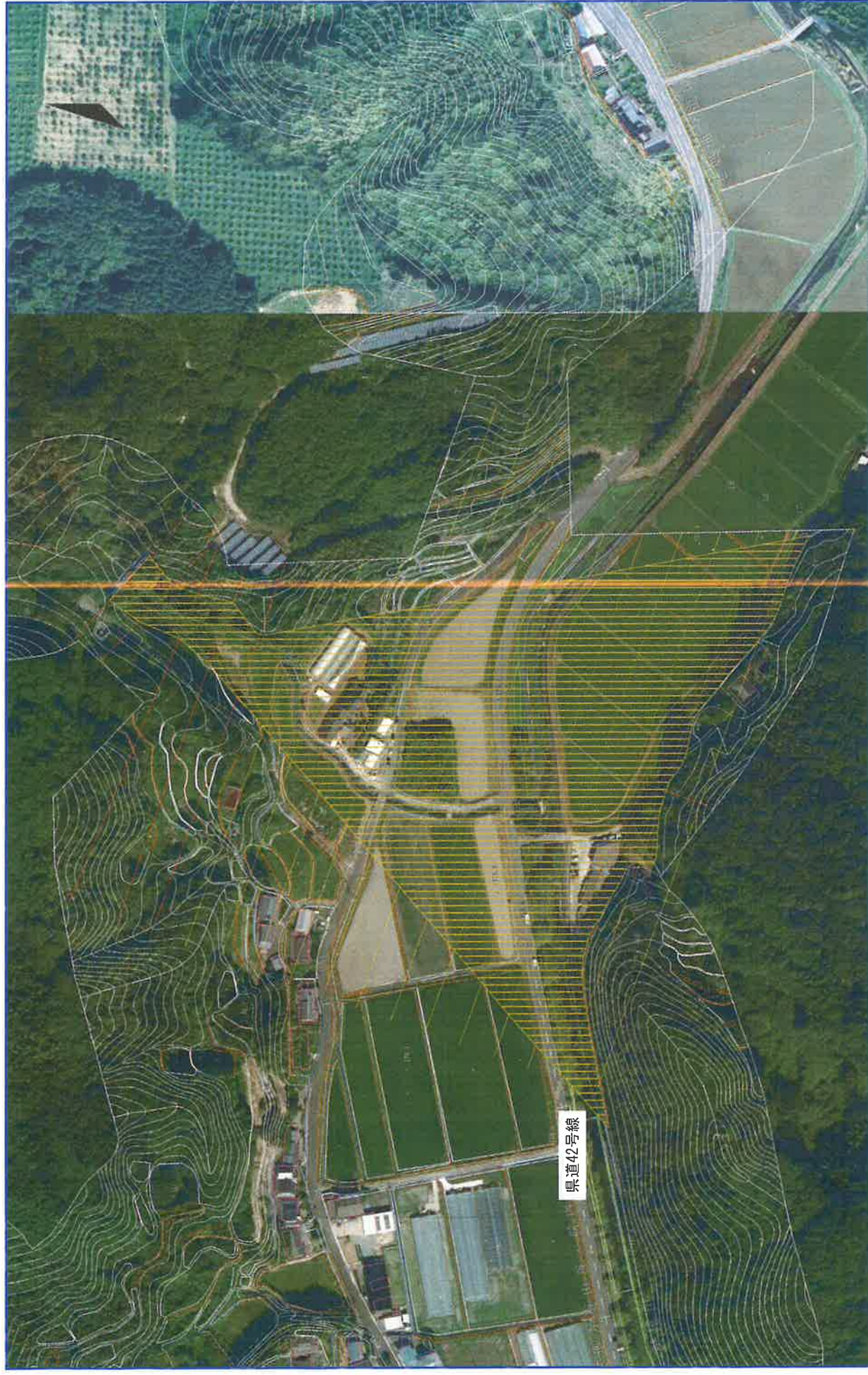
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その１）



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その２）



03-342Ⅱ-2505



1/2,000